

2021年大分市議会第1回定例会・一般質問（案）

2021年3月18日現在

日本共産党 福間健治

1、新型コロナ対策

(1) まず消費税の5%減税について質問します。

日本経済は、19年10月からの消費税増税によりマイナス成長に陥っており、コロナがそこに追い打ちをかけました。多くの事業者は、コロナで仕事が減り、赤字に陥ったりしているのに、それでも消費税納税負担が重くのしかかり、赤字なら納めなくてもいい所得税や法人税と違って、赤字でもおさめなくてはなりません。国税庁の統計年報書によっても、税の滞納額の6割以上を消費税が占めています。政府はコロナ対応で納税猶予の特例措置を講じていますが、消費税が多くを占めています。19年度の利益と相殺され法人税は納めなくてすむ可能性があります、消費税はそういうこともありません。

新型コロナ危機のもと、世界の50の国・地域が消費税減税に踏み切っています。消費税減税は、コロナで生活に困窮している人、営業に苦しむ中小・小規模事業者にとって、最も効果的な支援策になります。

コロナ危機のもとでも、大幅に資産を増やしている富裕層と大企業への優遇を見直し、応分の負担を求めることは、所得の再配分という経済の持続可能な成長にとって不可欠な仕組みであるとともに、格差拡大に歯止めをかけ、社会の不公正を正すために避けて通れない課題となっています。

そこで質問です。政府に消費税5%への減税に踏み切ることを強く求めるべきです。見解を求めます。

(2) 消費税の納税免除について

私が指摘したように、消費税の減税は、新型コロナの犠牲を一番深刻な形で受けている所得の少ない人への効果的支援になるとともに、中小企業の事業継続への重要な支援策になります。もともと多くの中小の事業者は消費税の転嫁ができず「自腹を切って」納税してきましたが、コロナ危機の中で、転嫁と納税はさらに困難になっています。政府も、経営困難な事業者への19年度分の「納税猶予」を行っていますが、その期限もまもなく切れず。昨年納税できない事業者が今年4月に「2年分」を納税できる条件はありません。

そこで質問します。経営困難な事業者などには、19年度分と20年度分の消費税の納税を免除することを求めていくべきです。見解を求めます。

(2) 次に雇用者と事業者の支援について質問します。

① まず国への要求についてです。

国の追加経済対策と第3次補正予算は、感染の急拡大と「緊急事態宣言」という新たな局面に全く対応していません。「ポストコロナ」を基本として、GOT事業の期間延長や国土強靱（きょうじん）化に名を借りた大型公共事

業等に多額の予算をあてる一方で、コロナ禍から雇用と事業を守る支援策を打ち切り・縮小するなど、感染症対策としても経済対策としても破綻は明らかではないでしょうか。コロナ感染症が急増する中、「先行き」の見えない不安が広がり中小業者からは「あらゆる支援策を活用したが、もう手元にお金がない」「このままでは廃業しかない」「労働者からは「コロナで仕事が減り、収入が大きく減った」「解雇されてしまった」など深刻で切実な声が寄せられています。コロナ禍から雇用と事業を守る大胆で大規模な支援策を行うことが強く求められています。

そこで質問します。

●持続化給付金、家賃支援給付金の打ち切りを撤回し、第2弾を実施することを求めるべきです。見解を求めます。

次に国への要求の内、雇用者支援について質問します。

●雇用調整助成金のコロナ特例の縮小、休業支援金の打ち切りを撤回し、感染収束まで継続するよう求めていくべきです。見解を求めます。

③次に大分市の中小・小規模事業者等店舗家賃支援事業について質問します。

事業の継続支援としての第2弾です。この事業予算は、今議会への計上分と合わせ15億円です。中小企業者も対象に含めたことは大いに賛同するものです。

しかし補助対象等が令和2年11月から令和3年2月までの間のいずれかにおいて前年同月比で売り上げが50パーセント以上減少していることが要件の一つとなっています。想定件数は6500件となっています。市内中小・小規模事業者、個人事業者の件数からするなら、支援が十分に行き届いていないのではないかと感じます。

そこで質問します。前年同月比で売り上げが50パーセント以上減少という要件を30パーセント以上に緩和し、多くの中小・小規模事業者等に広く行き届くようにすべきと考えます。見解を求めます。

2、生活保護行政

①生活保護制度の周知徹底についてです。

新型コロナの感染症の終息が見えない中で、貧困と格差が広がり、国民の生存権を保障する生活保護制度の役割は極めて重要となっています。この間、私のところにも、新型コロナの感染拡大で、「仕事も住居も奪われた」「市税を払うこともままならず、家に届く督促状に悩んでいます。」など、たくさんの相談が持ち込まれています。生活保護制度を知らない方もおられます。制度を知っていても、親・兄弟への扶養照会、自動車保有、などのことが心配で利用できない方もいます。「生活保護は権利」であることをさらに周知徹底し、必

要な人が躊躇なく生活保護を利用できるようにすることが行政の責務と考えています。

そこで質問します。生活に困っている人に生活保護制度が知らされていない状況があります。広く周知することが必要です。見解を求めます。

②扶養照会についてです。

私が先ほど指摘したように、貧困格差が広がるなかで国民の生存権を保障する生活保護制度の役割は極めて重要になっているにもかかわらず、生活保護を必要とする人の内、生活保護を利用している人(捕捉率)は、約20%以下となっています。その大きな要因に「扶養照会」があります。保護申請する際、支援の確認をする「扶養照会」が家族や親族に手紙でいくことから、保護申請をしたことを家族や親族に知られたくないという思いから、保護申請をためらい、諦める人も少なくありません。国会でも「扶養照会は義務ではない」と厚生労働大臣が答弁しています。

そこで質問します。「扶養照会」の取り扱いには、本人の意思を尊重し、柔軟な対応をおこなうべきです。見解を求めます。

③就労指導について

50歳代の生活保護利用者からの手紙を紹介します。「現在、私は、うつ病・不眠症で心療内科に通っています。働きたくても働けない、健康不良のため生活保護を利用して生活しています」、ところが生活保護の担当者からは、医者は軽作業なら可能と知っているから、仕事を見つけて働きなさいとってきます。それを言われるとストレスが溜まって夜も眠れない、めまいや吐き気を促し、体調が不安定になって困っています」というものです。

生活保護法第27条は、(指導・指示)は、「被保護者の自由を尊重し、必要最小限とどめなければならない」として「被保護者の意に反して指導・指示を強制しうるものと解釈してはならない」と明記しています。

そこで質問します。精神疾患、心の病のある方に対する就労指導は特別の配慮が必要と考えますが、見解を求めます。

④生活保護基準についてです。

大阪地方裁判所は、2月22日、大阪府内の生活保護利用者42人が、国が2013年10月から3年間おこなった生活保護減額は、生存権を保障した憲法25条に反するとして、たたかった「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」で、減額は、生活保護法に反するとして、処分を取り消す原告勝訴を言い渡しました。「朝日訴訟」に次ぐ地裁段階での歴史的勝訴判決であり、名古屋地裁の不当判決を乗り越えた画期的な判決です。

全国29都道府県の1000人近い原告がたたかっている「生存権裁判」に大きな影響を与えるものです。

判決は保護基準引き下げが、「統計などの客観的数値などとの合理的関係性や専門的知見の整合性に欠く」としました。

これまでの生活保護基準引き下げは、前安倍政権が社会保障費削減を目的に不当に生活保護利用者の実態と声を無視して、強行したものであり、ただちに中止することを強く求めてきました。判決は原告の主張と要求の正当性を証明するものであり、これまで連続して保護基準を引き下げてきた前安倍政権の社会保障削減政策を正面から問うものです。

そこで質問します。「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」の大阪地裁判決をどのように受け止めているのでしょうか。見解を求めます。

3、次に国民健康保険について質問します。

①まず、子どもの均等割り軽減についてです。

私は、この議場で、大分市の国民健康保険は、加入世帯主の5割が年金生活者などの無職者で、加入世帯の1世帯当たりの所得金額別構成比では、100万円未満は約64%で低所得者が多く加入する医療保険であること。

平均保険料は、4人世帯の場合、同じ年収のサラリーマンの健康保険料の2倍になること。加入者の所得が低い国保が、他の医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっていること。国保税が、協会けんぽなどの被用者保険と比べて、著しく高くしている大きな要因は、世帯員の数に応じてかかる「均等割」、各世帯に定額でかかる「平等割」という、国保独自の保険税の算定方式があることなどを指摘し、協会けんぽ並みの保険税にするために「均等割」「平等割」への公費投入を提案してきました。

政府は、自治体などからの「均等割りは少子化対策に逆行する」との厳しい指摘を受け、22年度より、子どもの均等割りの減免が国の制度として導入されることになりました。未就学児の均等割りの5割を公費で軽減するもので、負担割合は国が2分の1、都道府県と市町村が4分の1ずつで、地方負担は交付税措置されるとしています。一歩前進です。

そこで質問します。未就学児までの子どもの均等割り軽減について、大分市として前倒して実施する考えはありませんか。見解を求めます。

②国保税のコロナ減免について要望をします。

国民健康保険では、コロナ対策として保険税の減免と傷病手当金に対し、国は財政支援を講じています。国保税のコロナ減免は、今年度末で国保税減免対象となる期間が終了する予定でしたが、期間延長の通知が来たとお聞きしました。対象要件緩和と減免額の拡大をしていただくよう強く要望しておきます。

4、教育行政、少人数学級の推進について質問します。

コロナ禍のもとでの分散登校により、少人数学級のよさが再確認されました。保護者・教職員、市民、教育研究者などによって、全国各地で草の根の多種多

様な運動が広がりました。また25道府県議会を含む600をこえる議会で決議があげられました。さらに地方6団体、教育委員会、教育関係団体、政党・会派からも「少人数学級」を求める声が続きました。

こうした幅広い世論に押され、政府も骨太方針「2020」に「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的整備」と書き込み、公立小学校の学級編成を35人に引き下げる「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」が本年2月2日に閣議決定された。

開会中の通常国会で、義務標準法を改正し、25年までの5年間で小学校2年生から小学校6年生まで、35人学級へと引き下げ、必要な教職員定数を、配置するとしています。35人学級編成のために教員を基礎定数化するという一律の学級規模の引き下げは、40年ぶりであり、市民の共同のとりくみの成果です。

少人数学級の促進は、①新型コロナウイルス感染症の防止対策としても、「三密回避」は喫緊の課題であり、感染症に強い学校をつくる早急な対応が求められています。②学びの格差拡大を解消し、学力向上などの効果はもとより、こどものつまずきや心のケア、不登校などにも早い段階で気づき、対応が可能となることが期待されています。③教員の多忙化は今や教員不足の原因となるほど深刻です。少人数学級のための教員確保を考えても焦眉の課題です。少人数学級は、教員の負担解消の一つの手段にもなります。

今回の措置にとどまらず、小・中・高校の30人学級を可能な限り早期に実現していくことが求められています。

そこで質問します。小学校の35人学級は5年間といわず、前倒しで促進するよう国に強く要望していくべきと考えます。見解を求めます。